

参 考

勤労者財産形成促進制度に関する

基礎資料集

## 目次

1	勤労者財産形成制度の概要	・・・1
2	財形貯蓄実施状況（金融機関等別）	・・・2
3	勤労者財産形成促進制度の実施状況	
	・ 財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄	・・・3
	・ 財形給付金	・・・4
	・ 財形基金	・・・5
	・ 財形助成金、財形基金設立奨励金	・・・6
	・ 財形貯蓄活用給付金認定状況、財形貯蓄活用支給状況	・・・7
	・ 中小企業共同化支援事業助成金、事務代行団体指定実績	・・・8
	・ 平成16年度勤労者財産形成融資の募集について	・・・9～11
	・ 財形持家分譲融資、財形教育融資	・・・12
	・ 財形持家個人融資、セカンドハウス融資	・・・13
4	勤労者財産形成促進法の改正経緯	・・・14～15
5	各企業年金制度等の比較	・・・16

# 勤労者財産形成促進制度の概要

## 勤労者財産形成促進制度

### 財形貯蓄制度

財形貯蓄取扱機関  
銀行、証券、生保、損保、郵貯等

財形貯蓄制度 (S46.6~)	財形年金貯蓄制度 (S57.10~)	財形住宅貯蓄制度 (S63.4~)
勤労者が、買金からの控除(天引き)により長期間にわたって定期的に貯蓄		
年齢要件なし		貯蓄開始は55歳未満
社内預金廃止の場合の一括預入可能	年金として受給(満60歳以降) 年金支払方法 定額型・選増型・前厚型(介護等の際は受給額の増額変更可能)	住宅の取得又は増改築等の費用に充当
利子等については、課税	合わせて550万円(生命保険等の財形年金貯蓄等は払込みペースで385万円)までの利子等は非課税 財形年金貯蓄制度は、退職後も非課税	

### 財形貯蓄活用給付金・助成金制度 (H9.1~)

勤労者が特定の事由(育児、教育、介護、自己再開発)に処するのために一般財形貯蓄を払出して支出した場合に、当該勤労者に対して給付金を支給する事業主に対して、国が助成金を支給  
(単位:万円)

中小企業			大企業		
支出額	給付金	助成金	支出額	給付金	助成金
50~100級	1.5~3級	1.5	50~100級	1.5~3級	0.8
	3~6	3		3~6	1.5
	6~9	5		6~9	2.5
100~150級	2.5~5級	2.5	100~150級	2.5~5	1.3
	5~10	5		5~10	2.5
	10~15	8.3		10~15	4.2
150~	3.5~7級	3.5	150~	3.5~21	1.8
	7~14	7		7~14	3.5
	14~21	11.7		14~21	5.8

### 事務代行制度 (H8.10~)

中小企業団体等(事務代行団体)が中小企業事業主から財形制度に係る事務の委託を受けて処理する制度  
※中小企業財形共同化支援事業助成金  
事務代行制度の普及促進を行う事業主団体等に対し、国が助成金を支給

### 財形給付金制度 (S50.10~)

事業主が財形貯蓄実施勤労者のために拠出(毎年10万円まで)  
7年ごとに満期給付金を勤労者の財形貯蓄等へ預入  
満期給付金の使途の自由選択制も可能

拠出時、勤労者の所得税は非課税。事業主には損金又は必要経費扱い。満期給付金は、勤労者の一時所得扱い。

### 財形助成金制度等 (S51.4~)

基金設立時に、基金設立奨励金(30万円)を支給

中小企業に対しては、最初の拠出から7年間企業規模に応じて、拠出額の一定割合の助成金を支給

~20人	30(10%)
21~100人	15(5%)
101~300人	7(3%)

注( )内は満期給付金の受取を自由選択とした場合

### 財形基金制度 (S53.10~)

事業主が財形貯蓄実施勤労者のために基金に拠出(毎年10万円まで)  
設立時加入員となる勤労者が100人以上必要  
満期給付金については給付金制度と同じ

拠出時、基金や勤労者の所得税は非課税。事業主には損金又は必要経費扱い。満期給付金は、勤労者の一時所得扱い。

### 財形融資制度

独立行政法人雇用・能力開発機構等が債券の発行及び借入金により財形貯蓄取扱機関より資金を調達し(財形貯蓄総残高の1/3が限度)、融資

### 財形持家分譲融資制度 (S48.9~)

住宅を建設又は購入(既存住宅を含む)して勤労者に分譲しようとする事業主等に対する融資

- ・貸付金利
  - 事業主
    - 年1.50% (5年間固定)
    - (中小企業勤労者の利子補給は個人融資と同じ)
  - 勤住協・指定福利厚生会社
    - 年3.00% (10年まで)
    - 年3.20% (11年目以降) (固定)
- ・償還期間 35年以内

### 財形持家個人融資制度 (S52.4~)

勤労者個人が自ら住宅(勤労者多目的住宅を含む)を建設、購入(既存住宅を含む)又は改良するために必要な資金について融資

独立行政法人雇用・能力開発機構が事業主等を通じて行う転貸融資  
公務員等に対しては、その共済組合等が行う直接融資  
これらの融資を受けることができない勤労者に対しては、住宅金融公庫等が行う直接融資

- ・融資限度額 財形貯蓄残高の10倍 (最高4,000万円)
- ・貸付金利
  - 年1.50%(710万円以下)
  - 年1.50%(710万円を超える金額) (5年間固定)

※1件当たり710万円について5年間利子補給  
1・2年目 2% (年金金利が下限)  
3~5年目 1% (同上)

(中小企業勤労者については平成18年度までの暫定措置として、1件当たり710万円について5年間、2%の利子補給)

(住公貸付基準金利が下限)  
注:現在は発動されていない

- ※多目的住宅融資(S62.5~)
  - ・貸付金利 年1.80% (5年間固定)
  - ・償還期間 35年以内 (承継償還選択可能)

### 共同社宅用住宅融資制度 (H3.10~)

共同社宅用住宅(複数企業が借り上げその従業員で財形貯蓄を行う者に貸与するための住宅)の建設等の資金の融資

- ・貸付金利 年1.50% (5年間固定)
- ・貸付対象者 勤住協 福利厚生会社 事業主団体
- ・償還期間 35年以内

### 財形教育融資制度 (S53.10~)

勤労者本人又はその親族が大学等において教育を受けるために必要な資金を事業主等を通じて又は勤労者に直接融資

- ・融資限度額 財形貯蓄残高の5倍 (最高450万円)
- ・貸付金利 年2.05% (固定)
- ・償還期間 10年以内 (最大4年償還)

平成16年4月1日現在